

記 者 発 表 (発表 ・ 資料配布)				
月／日 (曜)	担当課・班名	TEL	発 表 者 名 (担当班長)	その他 の配布 先
9/26 (木) 10:00	税務課 課税班	内線 2479 (078-362-3089)	課長 木下 元 (主幹 (課税指導担当) 樋口 真也)	

令和6年度「近畿府県不正軽油追放強調月間」(10月)の実施

近畿2府4県(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)では、平成8年度より、毎年10月を「不正軽油追放強調月間」と定め、一斉に抜取調査及び啓発活動を実施しています。

※不正軽油とは、県の承認を受けずに、軽油に灯油やA重油等を混ぜた油などを行います。不正軽油の製造・販売・使用は、脱税にとどまらず、大気汚染、自動車エンジンの損傷など、県民の健康や生活を脅かし、公正な市場競争を阻害する重大な犯罪行為です。

1 期 間

令和6年10月1日(火)～31日(木)

2 内 容

(1) 抜取調査

ア 路上抜取調査

国道、県道等で軽油を燃料とする自動車(トラック、ダンプカー等)の燃料タンクから燃料油を抜き取って分析し、不正軽油使用の有無等を調査します。

〔実施予定〕3カ所(本県実施分)



宝塚市での路上抜取調査
(R5. 10. 11)

イ 事業所抜取調査

石油製品の販売業者、軽油消費者等の事業所のタンクや車両から燃料油を抜き取って分析し、不正軽油の販売・使用の有無等を調査します。

〔実施予定〕90カ所程度(本県実施分)

※ 不正軽油の疑いがある燃料油については、使用者から当該燃料油の購入・使用状況を確認し、不正軽油の不買指導等を実施するとともに、流通経路などを調査の上、不正軽油の使用が判明した場合には、課税処分等を行います。

(2) 啓発活動

ア 不正軽油撲滅ポスター及びチラシによる啓発

全国の都道府県が共同で作成した不正軽油撲滅ポスター及びチラシについて、石油製品の販売業者、軽油消費者等の事業所、西日本高速道路(株)サービスエリア、官公庁等への掲示や路上抜取調査での配布等を行います。

(本県実施分ポスター2,417枚、チラシ4,800枚)

イ 各種広報媒体による啓発

県道路公社有料道路の道路情報板などを活用し、不正軽油追放を啓発します。

3 令和5年度調査実績(強調月間(10月)本県分)

実施内容	箇所数	抜取本数	うち不正軽油の 疑い有り
路上抜取調査	5	76	1(1.3%)
事業所抜取調査	114	124	3(2.4%)
合計	119	200	4(2.0%)

※参考 年間抜取本数：509本 うち不良本数：7本(1.4%)

(参考1)不正軽油に関わる人はすべて罰せられます。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながらその原材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などにも重い罰則が適用されます。

なお、平成23年8月31日に施行された法改正により、罰則が大幅に強化されました。

【罰則例】

不正軽油を製造すると(地方税法第144条の33)

→10年以下の懲役・罰金(個人：1,000万円以下、法人：3億円以下)

(参考2)過去の悪質事例

(1) 混和軽油の製造(令和2年)

需要家に対する抜取調査での不正軽油の発見を端緒として、県警と連携した内偵調査を経て、県警、大阪府及び奈良県と合同調査を実施したところ、次の事実が判明したので、関係者を逮捕、検察庁に告発した。

- ・ 犯則法人Aの代表者B及び元タンクローリー運転手Cは、共謀の上、兵庫県知事又は奈良県知事の承認を受けることなく、奈良県にあるDが経営する法人E及び兵庫県にある販売先において、軽油とクマリンを除去した灯油を混和して不正軽油を製造した。
- ・ Dが経営する法人Eの元従業員Fは、Dが経営する法人Eの業務に関し、犯則法人Aが兵庫県知事又は奈良県知事の承認を受けずに軽油と灯油を混和して不正軽油を製造するための原材料に供されることを知りながら、Dが経営する法人Eの敷地内においてクマリンを除去した灯油を犯則法人Aに提供した。

【確定判決】

- ・ 犯則法人A(製造承認義務違反) : 不起訴
- ・ 犯則法人A代表者B(同) : 懲役1年6月(執行猶予4年)
罰金300万円
- ・ 犯則法人A元運転手C(同) : 懲役8月(執行猶予3年)
- ・ 法人E代表者D(製造承認義務違反供給者罰) : 罰金30万円(略式命令)(両罰)
- ・ 法人E元従業員F(同) : 罰金30万円(略式命令)

(2) 混和軽油の製造・販売(平成31年)

路上抜取調査での不正軽油の発見を端緒として、県警と連携した内偵調査を経て、県警と合同で強制調査を実施したところ、次の事実が判明したので、関係者を逮捕、検察庁に告発した。

- ・ 犯則法人Aの代表者B及び犯則法人Cの実質的経営者Dらは、共謀の上、兵庫県知事の承認を受けることなく、兵庫県にある貯蔵施設の敷地内ほかにおいて、軽油とクマリンを除去した灯油を混和して不正軽油を製造した。
- ・ 犯則法人Aの代表者B及び犯則法人Cの実質的経営者Dは、軽油に混和させる灯油から識別剤クマリンを除去する等偽りその他不正の行為により、軽油引取税を免れようと企て、軽油と灯油を混和した不正軽油を販売し、合計約2億3千万円の軽油引取税を脱税した。

【確定判決】

- ・ 犯則法人A(脱税、製造承認義務違反) : 罰金1,200万円
- ・ 犯則法人A代表者B(同) : 懲役2年6月(執行猶予4年)
罰金400万円
- ・ 犯則法人C(同) : 不起訴(起訴猶予)
- ・ 犯則法人C実質的経営者D(同) : 不起訴(起訴猶予)
- ・ 犯則法人C代表者E(製造承認義務違反) : 懲役8月(執行猶予3年)

- ・会社役員F(同) : 懲役1年(執行猶予3年)
- ・会社役員G(同) : 罰金50万円
- ・石油製品製造・加工法人H(同) : 罰金25万円
- ・石油製品製造・加工法人H代表者I(同) : 罰金25万円
- ・運送業者J(同) : 罰金25万円
- ・運送業者J代表者K(同) : 罰金25万円

(3) 混和軽油の製造・販売(平成27年)

不正軽油ホットラインへの通報を端緒として、県警と連携した内偵調査を経て、県警と合同で強制調査を実施したところ、次の事実が判明したので、関係者を逮捕、検察庁に告発した。

- ・犯則法人Aの代表者B、従業員C、運送業者D及び識別剤除去工場経営者Eは、共謀の上、兵庫県知事及び奈良県知事等の承認を受けることなく、奈良県にある識別剤除去工場の敷地内又は兵庫県ほかの販売先等において、軽油とクマリンを除去した灯油を混和して不正軽油を製造した。
- ・犯則法人Aの代表者B及び従業員Cは、共謀の上、無承認で製造した炭化水素油を自動車の燃料として販売していたが、混和させる灯油から識別剤クマリンを除去するとともに、販売会社としてダミー会社を使うなどの偽りその他不正の行為により、軽油引取税を申告納付せず約3億9千万円を脱税した。

【確定判決】

- ・犯則法人A(脱税、製造承認義務違反) : 罰金4,000万円
- ・犯則法人代表者B(同) : 懲役3年(執行猶予5年)
- ・犯則法人従業員C(同) : 懲役2年6ヶ月(執行猶予4年)
- ・運送業者D (製造承認義務違反) : 懲役1年6ヶ月(執行猶予3年)
- ・識別剤除去工場経営者E(同) : 懲役1年6ヶ月(執行猶予3年)

(4) 混和軽油の製造・販売(平成23年)

不正軽油ホットラインへの通報及び消防からの情報提供等により、被牽引式タンクローリーのタンク内において、不正軽油の製造等が行われている疑いを確認した。調査を行ったところ、販売業者Aは、製造場所所在地を管轄する兵庫県知事の承認を受けず灯油とA重油を混和した不正軽油を製造し、また、販売業者B及び石油類の運送業者Cは、販売業者Aが上記の不正軽油を製造することを知りながら、原料油である灯油とA重油を提供、運搬していることが判明した。

県警や消防とも連携し、強制調査を実施し、販売業者A、販売業者B、運送業者Cを逮捕、検察庁へ告発した。

【確定判決】

- ・販売業者A(製造承認義務違反)
: 懲役1年(執行猶予3年)、罰金80万円(法人:100万円)
- ・販売業者B(原材料の提供)
: 懲役8月(執行猶予3年)、罰金50万円(法人:60万円)
- ・運送業者C(原材料の運搬)
: 罰金50万円(法人:50万円)

(5) バイオディーゼル燃料を用いた脱税(平成 21 年)

路上抜取調査にてトラックの燃料から不正軽油を発見。この不正軽油は使用済み天ぷら油を精製したBDF(バイオディーゼル燃料)と灯油を混和した燃料であることが分かった。トラックの所有者Aへ燃料を販売した業者Bについて調査したところ、BDFと灯油を混和し、自動車用の燃料として販売を行い、軽油引取税の脱税を繰り返していたことが判明。

県警や消防とも連携し、強制調査を実施し、販売業者Bを逮捕、検察庁へ告発した。

【確定判決】

- ・販売業者B：懲役2年(執行猶予3年)、罰金1,000万円